

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 10 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
都道府県後期高齢者医療主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課

### 後期高齢者の質問票の変更に係る対応について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「後期高齢者医療制度の健診において使用する質問票の変更に伴う電子的な標準様式等の仕様について」（令和元年 9 月 19 日付け保高発 0919 第 2 号）で通知したところですが、当該文書により、「個別の事情により、健診実施機関及び地域医師会のシステム改修が令和 2 年 4 月の活用開始に間に合わない場合は、紙媒体などの方法により健診実施機関等から委託元への結果報告となり、委託元等において、別途入力作業が発生することが想定される。この場合、委託元等に対する支援については、別途検討の上、通知する」旨、お知らせしたところです。

この度、健診の委託元の広域連合等（委託元の市町村を含む。以下同じ。）において、健診実施機関等から紙媒体の提出を受けた場合の対応について、次のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1 後期高齢者の質問票（紙媒体）の電子化に係る財政的な支援について

健診実施機関等の質問票の変更に係るシステム改修が間に合わないことにより、健診の委託元の広域連合等に対して、紙媒体での結果報告があった場合、特定健診等データ管理システムへのデータ収載を行う場合は、令和 2 年度に限り、その入力作業に従事する臨時職員の賃金、入力作業委託費又は郵送費（後期高齢者の質問票（紙媒体）の集約のため追加的に要した費用に限る。）について財政的な支援を行う予定です。

（支援の対象範囲等については、別添 1 「紙媒体による提出の場合の作業手順（例）」を参照してください。）

なお、後期高齢者の質問票の変更に伴い発生した上記の経費であることが明確に区分されているものを交付対象とする予定です。

## 2 現在使用している「標準的な質問票」の取扱い

後期高齢者の健診においてこれまで使用されている「標準的な質問票」について、来年度以降の実施分についても特定健診等データ管理システムへのデータ収載は可能です。

ただし、「後期高齢者の質問票」は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとしてKDBシステム等にデータ収載することを予定しており、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握して、受診勧奨や保健指導等の対象者の抽出を簡便に行うことが可能となるなどの効果も期待されるものであり、可能な限り、令和2年度以降の健診等において御活用をお願いします。

## 3 「後期高齢者の質問票」に関するシステム改修等のスケジュール

別添2「後期高齢者の質問票に関するシステム改修等スケジュール（イメージ）」のとおり。

## ■ 紙媒体による提出の場合の作業手順（例）※支援対象の範囲（下線部分）

**1 健診の委託元の広域連合等／健診実施機関等（事前調整）**

- ①健診の委託元の広域連合等と健診実施機関等において、後期高齢者の質問票の変更に係る契約内容の調整。
- ②後期高齢者の質問票の結果記入済み用紙（紙媒体）の受渡し方法を調整。（送付時期、頻度、送付方法、費用請求等）

**2 健診実施機関等（実施／健診の委託元の広域連合等への健診結果の送付）**

- ③健診実施機関等で健診実施後、健診結果を請求データとともに国保連に送付又は健診の委託元の広域連合等に送付。
- ④後期高齢者の質問票の結果記入済み用紙（紙媒体）を取りまとめの上、健診の委託元の広域連合等に送付。（1か月分をまとめて集約する等効率的に行う）

**3 健診の委託元の広域連合等（特定健診等データ管理システムへのデータ登録）**

- ⑤健診の委託元の広域連合等において、後期高齢者の質問票の結果記入済み用紙（紙媒体）の内容を特定健診等データ管理システムにデータ登録を行う。その際の入力方法としては、
  - ア. 職員によるオンライン／CSV登録（簡易入力ツール等）／XML登録
  - イ. 入力にあたる臨時職員等を雇用し上記アと同様に登録
  - ウ. 入力作業等の委託（民間業者等）

**4 国保連合会（特定健診等データ管理システム等でデータを保管）**

- ⑥特定健診等データ管理システムに収載。
- ⑦国保データベース（KDB）システムに連携。

# 後期高齢者の質問票に関するシステム改修等スケジュール（イメージ）

	2018年度		2019年度				2020年度				2021年度			
	11-12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
マイルストーン			●法改正				●一体的実施施行							
		★質問票確定 後期高齢者の質問票の検討	XMLファイル仕様書作成	★仕様書公表 (課長通知)										
後期高齢者の質問票に関するシステム改修（健診機関等）				設計・開発 (システム改修が可能な健診実施機関)			後期高齢者の質問票の電子的な報告による運用開始 (システム改修が実施できた健診実施機関)							
							設計・開発 (上記以外の健診実施機関)					後期高齢者の質問票の電子的な報告による運用開始 (上記以外の健診実施機関)		
							※ 後期高齢者の質問票の電子的ではない方法による報告							
特定健診・保健指導データファイルソフト				設計・開発 予定 (国立保健医療科学院)			後期高齢者の質問票に対応した運用が可能 (健診実施機関)							